

御杖村地域公共交通会議設置要綱の一部を改正する告示

御杖村地域公共交通会議設置要綱(平成 20 年御杖村告示第 6 号の 1)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）」の次に「及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）」を、「需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保」の次に「及び自家用有償旅客輸送の必要性、公共の福祉の確保」を、「利便の増進を図り」の次に「、」を加える。

第 2 条第 2 号を同条第 4 号とし、同条第 1 号中「村運営有償運送」を「自家用有償旅客運送」に改め、同号を同条第 2 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(3) 地域公共交通計画（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第 5 条第 1 項に定める計画をいう。）の作成及び実施に関し必要な事項
第 2 条に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項
第 3 条第 1 項各号列記以外の部分中「委員は」の次に「、」を加え、「より構成し、御杖村長が委嘱」を「と」に改め、同項第 2 号中「一般」の次に「乗合」を加え、同項第 8 号を次のように改める。

(8) 学識経験者等その他交通会議が必要と認める者

第 3 条第 1 項中第 8 号を第 10 号とし、第 7 号の次に次の 2 号を加える。

(8) 自家用有償旅客運送に係る協議を行う場合は、御杖村において現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等の団体又はその団体に所属する者のうちその代表者が指名する者

(9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
第 3 条第 2 項を削る。

第 4 条を削る。

第 5 条第 3 項中「場合には、」を「ときは、」に改め、同条第 9 項中「委員以外の者を出席させ、」の次に「その」を加え、同項を同条第 11 項とし、同条第 8 項中「決議」を「議決」に改め、同項を同条第 10 項とし、同条第 7 項に次のただし書を加え、同項を同条第 9 項とする。

ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じて非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

第5条第6項中「過半数をもって決するものとし、」を「過半数をもって決し、」に、「場合は、」を「ときは、」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 前項の定めに関わらず、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日国自旅第161号）に定める「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」5.（3）地域公共交通会議における検討プロセスに基づく協議結果又は当該検討プロセスに基づき協議が調ったものとみなされた事項については、交通会議の議決があったものとする。

第5条第5項中「以上」を削り、同項の次に次の1項を加え、同条を第4条とする。

6 委員は、都合により会議を欠席する場合は、あらかじめ会長に代理の者の出席を報告することにより、その代理の者をもって当該委員の出席とすることができる。

第6条を第5条とする。

第7条第1項中「交通会議の庶務は」を「交通会議の庶務は、」に、「総務課若しくは保健福祉課」を「政策推進課」に改め、同条第2項の表中を

に改め、同条を第6条とする。

第8条中「要綱に定めるほか、」を「告示に定めるもののほか、」に改め、同条を第7条とする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（御杖村公共交通空白地有償運送運営協議会設置要綱の廃止）

2 御杖村公共交通空白地有償運送運営協議会設置要綱（平成26年3月31日告示第19号の1）は、廃止する。

（経過措置）

3 この告示による廃止前の御杖村公共交通空白地有償運送運営協議会設置要綱の規定に基づき協議を行い決定した事項及び協議が調った事項については、この告示による改正後の御杖村地域公共交通会議設置要綱の規定に基づき協議を行い決定した事項及び協議が調った事項とみなす。